

茨城県報

号外第 177 号

平成元年11月 9 日

木 曜 日

規 則

茨城県規則第74号

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成元年11月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例（平成元年茨城県条例第60号）の施行期日は、平成元年11月10日とする。

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)